

熊本県教育委員会の育鵬社版公民教科書を副教材として使用する決定に抗議し、同決定の撤回を求める

1 本年8月27日、熊本県教育委員会は、2016年度から県立中学校で育鵬社版公民教科書を副教材として使用することを決定した。

2 育鵬社版の公民教科書は、国民主権よりも天皇の役割を情緒的に強調し、基本的人権を軽視して、日本国憲法及び平和主義を連合国から押し付けられたものであって「改正」すべきであるかのように教え、国際紛争の平和的な解決よりも、自衛隊を海外に派遣する必要性を強調する内容となっている。

このような育鵬社の公民教科書に対しては、その憲法観があまりにも一面的で教育基本法や学習指導要領に照らしても問題があるとして、多数の有識者や市民がその内容を批判している。

熊本県教育委員会は、4年前も育鵬社版の公民教科書を副教材として使用する決定をし、これに対し多くの市民が反対の声を上げたが、同教育委員会が決定を撤回しなかったため、訴訟提起までなされている。

今回の熊本県教育委員会の決定は、かかる批判・反対の声を重ねて無視して行われたものであり、極めて遺憾である。

3 中学生という時期は、人格的成長の途上にあたり、未だ批判能力が十分に育っているわけではない。副教材という形であれ「教科書」である育鵬社版公民教科書が使用された場合、生徒が上記のように一面的な憲法観を正しいものと誤解する等、結果として憲法の基本原則の正しい理解が妨げられる危険があり、生徒の学習権を保障する観点からも問題が大きい。

また、義務教育を修了させ、将来の主権者を育てる教育を行うという中学校の位置づけからしても、国民主権等憲法の三原則を軽視した育鵬社版公民教科書を中学校の授業で使用することは、不適切といわざるを得ない。

4 われわれ自由法曹団は、熊本県教育委員会の育鵬社版公民教科書を副教材として使用すると決定に抗議するとともに、同教育委員会に対し、同決定の撤回を求めるものである。

2015年9月1日

自由法曹団
団長 荒井新二
自由法曹団熊本支部
支部長 板井優